

第六号

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部改正について

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例（平成二十六年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

表中 「徳島県建設工事紛争審査会」 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条第三項 五人以内 を 「徳島県小児慢性  
徳島県建設工事

特定疾病審査会	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の四第一項	五人以内
紛争審査会	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条第三項	五人以内

に改め、同表に次のように加える。

徳島県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第八条第一項	六人以内
------------	--	------

附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部が改正されたこと及び難病の患者に対する医療等に関する法律が制定されたことに鑑み、徳島県小児慢性特定疾病審査会及び徳島県指定難病審査会の委員の定数を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。